（欠格事由）

第五十条の三　次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一　この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（認定の基準）

第五十条の四　総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電気通信番号使用計画（同項第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号を含む。）が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一　申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること。

二　申請に係る利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし第五十条の二第一項の指定をすることができるものであること。

三　前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。

（電気通信事業を営もうとする者等への適用）

第五十条の五　前三条（第五十条の二第三項を除く。）の規定は、電気通信事業を営もうとする者及び第百六十五条第一項に規定する地方公共団体についても適用する。この場合において、前条中「同項の」とあるのは、「第九条の登録又は第十六条第一項若しくは第百六十五条第一項の規定による届出を条件として、第五十条の二第一項の」とする。

（変更の認定等）

第五十条の六　第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、電気通信番号使用計画を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　第五十条の二第二項、第五十条の三及び第五十条の四の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、第五十条の二第二項中「次に」とあるのは「第一号に」と、「電気通信番号使用計画」とあるのは「電気通信番号使用計画（変更に係る部分に限る。）」と、第五十条の四中「同項第二号」とあるのは「第五十条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

3　第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一　第五十条の二第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたとき。

三　電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

（承継）

第五十条の七　第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、同項の認定を受けた電気通信事業者の地位を承継する。ただし、当該電気通信事業者が第十六条第一項の規定による届出をした者である場合において、当該承継に係る電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該承継に係る電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該承継に係る電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が第五十条の三各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（認定の失効）

第五十条の八　第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の認定は、その効力を失う。

一　第十二条の二第一項の規定により登録がその効力を失つたとき。

二　第十四条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

三　電気通信事業の全部を廃止したとき。

四　電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

（認定の取消し）

第五十条の九　総務大臣は、第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

一　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二　不正の手段により第五十条の二第一項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたとき。

三　第五十条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

四　第五十一条の規定による命令に違反したとき。

（指定の失効等の場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等）

第五十条の十　第五十条の二第一項の指定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当する場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

一　第五十条の八の規定により利用者設備識別番号の指定が失効したとき。

二　前条の規定により利用者設備識別番号の指定を取り消されたとき。

（利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定等）

第五十条の十一　総務大臣は、総務省令で定めるところにより、職権で、利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定をするものとする。当該電気通信番号の指定の取消しについても、同様とする。

（電気通信番号計画への記載）

第五十条の十二　総務大臣は、次に掲げる場合には、電気通信番号計画にその旨を記載するものとする。

一　第五十条の二第一項又は前条の規定により電気通信番号の指定をしたとき。

二　第五十条の六第一項の規定により電気通信番号の指定の変更があつたとき。

三　第五十条の七の規定により第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者の地位の承継があつたとき。

四　第五十条の八の規定により電気通信番号の指定が失効したとき。

五　第五十条の九又は前条の規定により電気通信番号の指定を取り消したとき。

六　前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事実が生じたとき。

第五十一条中「用いる」を「使用する」に、「公共の利益のため緊急に行うことを要する通信」を「重要通信」に、「が前条第一項の総務省令で定める基準」を「の使用、その他電気通信事業者の電気通信番号の使用が当該電気通信事業者の認定電気通信番号使用計画」に、「その基準」を「当該認定電気通信番号使用計画」に、「変更する」を「使用する」に、「その使用を禁止する」を「当該認定電気通信番号使用計画を変更するよう命ずる」に改める。

第八十一条中「帳簿」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）」を、「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第八十五条の九第一項中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第九十五条第二項において同じ。）」を削り、「第百九十二条第三号」を「第百九十二条第二号」に改める。

第八十五条の十及び第九十六条中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。